

KALS 大学院入試対策講座

専属チューターからのメッセージ

チュートリアル通信

【2016 年度秋期】税法科目免除 VOL.2



河合塾 KALS の大学院入試対策講座では、チューター制度を導入しています。チューターは当校の合格者 OB/OG を中心に編成。授業での合格指導のみならず、受講生向け学習ガイダンス「サクセスチュートリアル」や個別カウンセリングなどを通じて、受講生からの進路・志望先に関する事、自主学習に関する事など、合格に向けてきめ細かくアドバイスをしています。以下は、税法科目免除・大木チューターからのメッセージです。今後の受験対策のご参考にしてください！

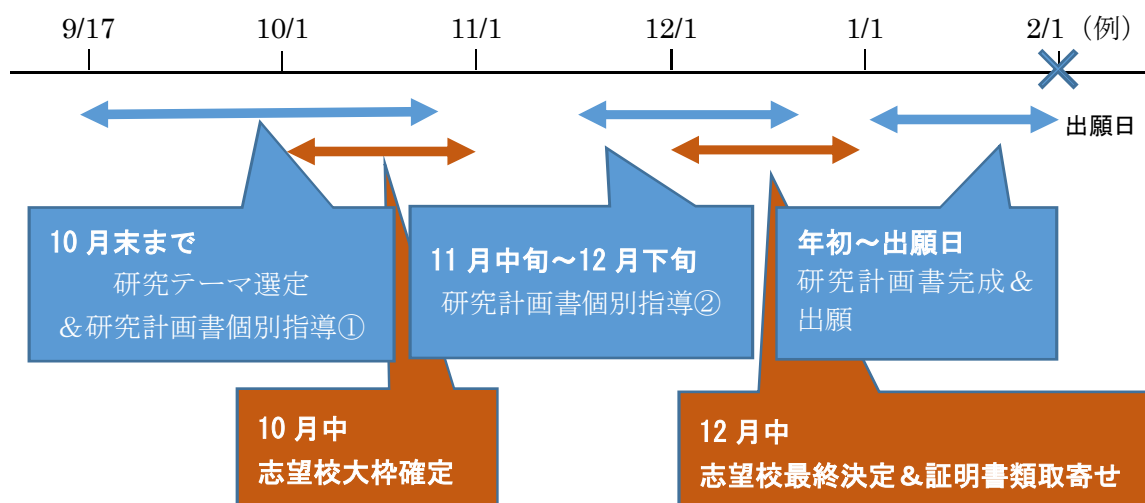


KALS チュートリアル通信 税法

検索

スケジュール

今の時期ご相談が多いのは、志望校、研究テーマなどが多いようです。まだ、時間をかけて決めてもよいものもあるように思いますので、まずは、入試までのスケジュールを研究計画書の関係と志望校の関係で確認してみたいと思います。



● 早めのテーマ選定

皆さんの受験準備の中で一番時間がかかり重要なのが研究計画書作成です。作成にかかる時間は人によりますが、研究テーマの決定から完成まで、2、3か月というのが一般的なように思います。したがって、2月1日出願締め切りであれば、10月末ごろまでには、決めておくのが望ましいといえます。

研究計画書個別指導は、第一回を早めに受けて、研究テーマを確定し、できれば志望校もその段階で決めるようにしてください。志望校を決めることで、計画書の文字数、出願日などが確定し、計画が立てやすくなります。その後、論点整理票の作成、研究計画書の初稿の作成ができたところで、第2回。そのあとは、アドバイスに従って、出願日まで、細部の見直し、資料の追加など、何度も見直してください。

● 2段階の志望校の決定

志望校は、まず、10月中には暫定的に決めるようにしてください。細かいところはしばらくは放置してもよいと思います。ただし、研究計画書の文字数制限がありますので、まずは、通学の便、時間割等（全日、夜間）などを基準に、おおよその志望校を決め、その中で、志望校に合わせた文字数で計画書の作成をするようにしてください。そして、12月末ごろをめどに、最終的な受験校を2、3校に絞ります。その際には、希望する研究と教授の専門分野や、開講している授業が自分の希望するものであるのかなども、時間割やシラバスをもとに確認してください。その際に、重要な情報は学校に電話やメールなどで直接確認するようにしてください。出願に必要な証明書はできるだけ早めに取り寄せてください。特に、年末年始は学校が休みのため証明書が取れなくなりますので、できるだけ、年内の準備をお勧めします。

研究テーマの選定

研究テーマを決める際には、次の2つについて検討してください。

- 先行研究のしやすさ（文献の多さ）
- 自分との関係性（過去、現在、将来）

皆さんの質問で多いのは、「どれが書きやすいでしょうか？」です。ところが、その「書きやすさ」には、上記の2つの要素が混在していることがわかります。文献が少なければ、研究の客観性を維持するために調査が難航することも考えられます。といっても、文献が多くても、自分に関係のないテーマであれば、そもそも、「研究の動機」を説明する際に困ってしまいます。

まずは、最低限の文献数が確保できることを条件にしましょう。参考文献の検索の結果が10以上は簡単に見つかるものを対象にしてください。講義で取り上げた判例であれば問題ないと思いますので、迷いがある方は、その中から選ぶようにしてください。

研究の動機を考える際には、自分の「過去」に経験してきたことや価値観との関わり、あるいは、「現在」かかわっている仕事などとの関係、そして、特に、社会経験の少ない方は、「将来」になりたい社会人（＝税理士）像を描き、その将来像の中で役に立ちたいと思う分野の解決したい問題にかかわるテーマを選んでみましょう。

参考文献と判決文を収集する

研究のテーマとして、判例を選んだら以下の手順で参考文献を収集することになります



今回は、少し早いですが、雰囲気をつかんでいただくため基本的な方法を順番にご紹介します。

(1) 事件の特定

まず、資料を集めるために、テーマに選んだ裁判を特定する必要があります。「武富士事件」や「ヤフー事

件」などの事件の通称ではデータベースを使った検索ができないこともありますので、「事件番号」（例：平成14年（行ヒ）第147号など）、わからなければ「判決日」（例：最高裁で昭和60年3月27日に判決があったなど。）を確認します。

(2) 文献リストの取得

皆さんが集める参考文献は、主にその判決についての「判例評釈」（判例批評、判批などとも言います。詳しくは、別の機会で説明します。）です。判例データベースのうち、インターネット上で無料で使える「CiNii Articles」と「JTRI 判例情報検索」の基本的な使い方をご紹介します。

① CiNii(サイニー) Articles <http://ci.nii.ac.jp/>

事件に関する判批や論文を探すために、代表的な日本語論文検索サイトである CiNii(サイニー)を使ってみましょう。グーグルのようにキーワードを自由に使って検索が可能です。

例えば、「武富士事件」と入力して検索すると、40 件程度の論文・判例評釈が結果として現れます。そして、その中から関心のある論文等を選び、掲載されている雑誌などの名前、巻号、ページなどを知ることができます。また、PDF でダウンロードできる論文が見つかることもあります。

CiNii 検索画面と「武富士事件」の検索結果(例)



例： 「国外財産. . . 」品川芳宣 税研 27(2), 66-69, 2011-09
品川教授のこのタイトルの論文が「税研」という雑誌の第27巻2号(2011年9月号)、66から69頁に掲載されているという意味。

② JTRI (日本税務研究センター) 判例情報検索 <https://www.jtri.or.jp/>

「JTRI (日本税務研究センター)」の「判例情報検索」もとても便利です。

JTRI 判例情報検索の検索画面と「興銀事件」の文献リストの例

The screenshot shows the JTRI search interface. On the left, there is a navigation menu with options like 'HOME', 'ご利用案内', '図書室案内', '会員サービス', '判例情報検索', '税務相談室', and '日税研添付サービス'. The main search area has a table with columns for '判決年月日', '裁判所/審判所', '内容', and '事件番号'. Below this is a search form with fields for '裁判所/審判所', '年月日', and 'キーワード'. The search results list on the right includes '税研121-103, 税研148-116' circled in red. A red arrow points from a text box to this circled text.

判決年月日	裁判所/審判所	内容	事件番号
2004/12/24	最高裁	不正横領に係る貸付損失の損金算入制限が争われた事例（興銀事件） （注：日本商業銀行事件） 全席控訴	14(行ヒ)147

検索条件を指定してください。

裁判所/審判所 [最高裁] 年月日 [2004]年[12]月[24]日 キーワード [] or [] and [] or []

出典

- 税研121-103, 税研148-116
- 東京税理士界680-8
- 日税研夏期ゼミ2012Ⅱ-1, 15
- 税経通信70-5-180紹
- TKC税研情報14-3-58, 15-2-1
- 判例時報1883-31, 1906-195
- 判例タイムズ1172-129
- 税と経営1551-7
- 民事法情報222-57
- 税務通信2852-12, 2860-11, 2896-37
- 税務弘報53-4-8
- 経営財務2705-8
- 判決文ファイル2-47
- T&A79-94-8, 97-28, 107-7, 114-14
- ジ'判例1310-180, 1301-78
- NBL810-56, 811-77
- 民商法雑誌133-3-120
- 税務事例37-9-45, 39-8-7, 43-5-38

例：「税研 121-103、税研 148-116」
雑誌「税研」121号 103頁、148号 116頁
に掲載されているという意味。

③ その他

判例データベースを使った文献の検索方法はこのほかにもたくさんあります。関心のある方は、カウンセリングなどの機会にご質問ください。また、参考文献を読んでいくと、何度も引用される重要な文献を発見することがあります。その場合は、その文献も取得するようにしてください（「芋ずる式検索法」）。

(3) 図書館で参考文献をコピー

見つかった文献のコピーは大学図書館と以下の3つの図書館の利用をお勧めします。私は、コピー代が安かったのと、土日に開館していたので、ほとんど「租税資料館」を利用しました。有線インターネットの利用、延長コードの貸し出しなどもあり利用者にとっても親切です。また、**大学図書館**がある場合には、通常、在校生や卒業生以外の外部の利用者を受け入れています。また、その大学図書館を通じて、他の図書館などからコピーを取り寄せることも可能です。どうしても取得できない場合は、「国立国会図書館」の遠隔複写サービスをご利用ください。事前登録が必要ですが、あらゆる文献のコピーの取得が可能です。

● 公益財団法人 租税資料館

所在地 「方南町駅」（東京メトロ丸ノ内線）
東京都中野区南台 3-45-13
開館時間 9時30分～17時（祝日休館）
資料コピー可。10円/枚

● 公益財団法人 日本税務研究センター 租税図書室

所在地 「大崎駅」（JR 山手線）
東京都品川区大崎 1-11-8（日本税理士会館2階）
開館時間 平日 10時～16時45分（土日祝日休館）
資料コピー可。20円/枚

● 国立国会図書館蔵書検索 NDL-OPAC <https://ndlopac.ndl.go.jp/>

国立国会図書館 遠隔複写サービス(要事前登録)

(4) 判決文を取得する

判例研究（皆さんが行う研究計画書の形式はこれに当てはまります。）のスタートは、本来、判決文を読むところから入ります。といっても、初学者にはハードルが高いと思います。まずは、判決文を取得して判例評釈の「判旨」として出たところが実際に書いてあるのかなど、照らし合わせるように利用して少しずつ、構造などになれるようにしましょう。

もっとも簡単な取得方法は、裁判所のホームページからです。

裁判所ホームページ「裁判例情報」 http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1

小論文対策：人権課題を考える

税法の小論文対策は、税法の講義等で対策をしていただくこととなります。ところが、法学自体の問題を小論文の課題として取り上げる大学院も存在します。そのような大学院を受験する場合には、一般的な法律問題に目を向けておくことも必要となります。そこで、チュートリアル通信では、時折、小論文対策として、皆さんに一般的な法律課題を考える素材として提供しようと思います。自分なりに、考えを文章として書いたり、カウンセリングの際に、お持ちいただいでコメントも可能です。

今回は、「人権課題」です。

シリア難民を中心とした移民に対してのヘイトクライムが大きな問題となっています。国際的には人種、民族、宗教、性的指向などにおいてマイノリティーであるが故、不利益を被る人たちの基本的人権を守るための法律的な整備が長い時間をかけて行われてきています。国内でもヘイトスピーチに対応する法案(6月)が成立し LGBT(性的マイノリティーを指します。)に対する差別を禁止する法案も提出され、特にマイノリティーの人権問題に取り組む流れができつつあるように見えます。マイノリティーに対しての対策は、主には、民法の改正、新法の制定などの対策になりますが、税法の問題も起こりえます。(同性婚者や性転換者の相続や配偶者控除の問題など)法務省では、これらを含めた主人権問題の基礎知識の提供をしています。まずは、これらの問題のいずれについても基本的な論点について最低限の知識を備えるようにしてみたいかがでしょうか。

「主人権課題」法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/kadai.html>

「性の多様性について考える」法務省ホームページ

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00126.html

「ヘイトスピーチを問う ～戦後70年 いま何が～」NHK クローズアップ現在

<http://www.nhk.or.jp/gendai/articles/3598/1.html>